

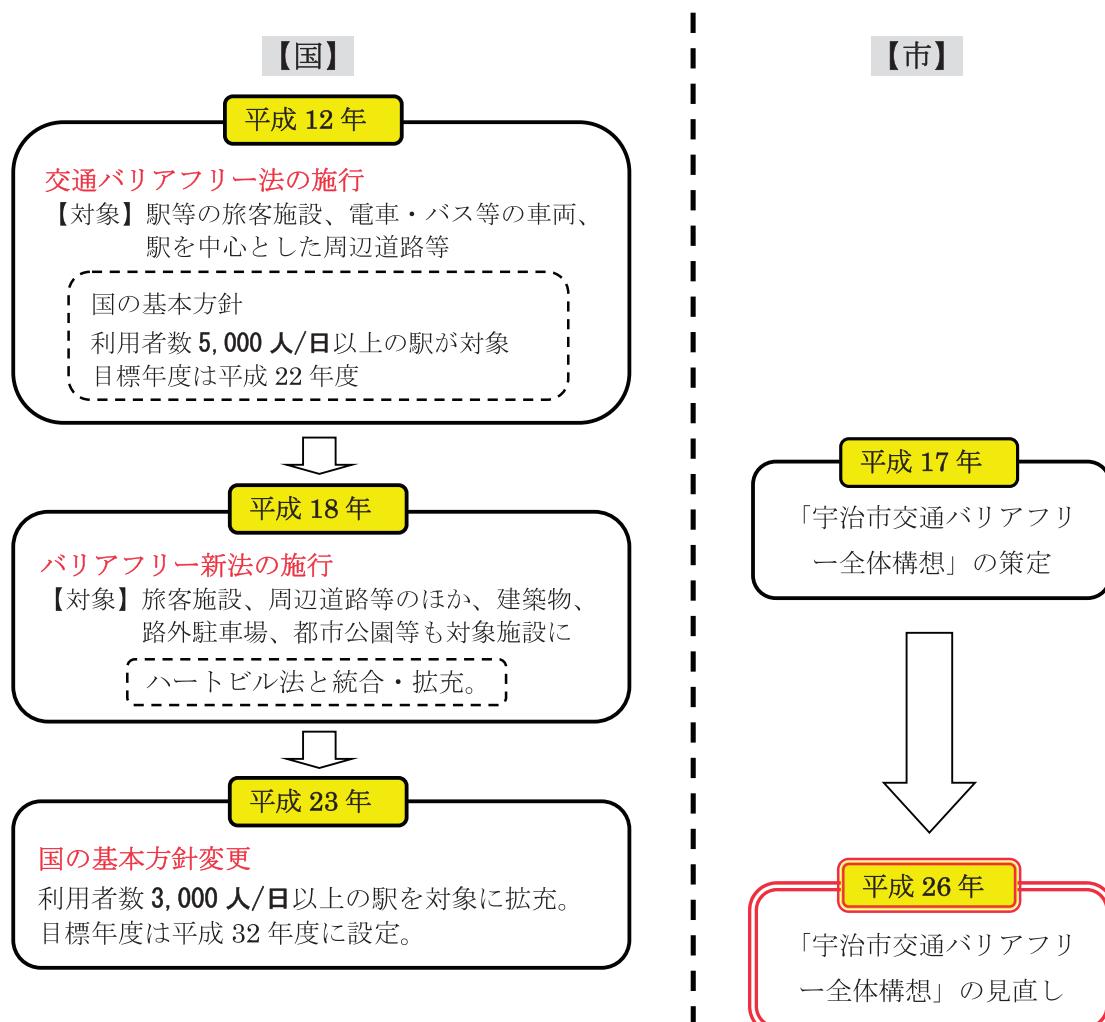
## 第1章 宇治市交通バリアフリー全体構想改訂の背景と目的

### 1. 交通バリアフリーに関するこれまでの経緯

我が国は4人に1人が65歳以上の高齢者で、高齢者や障害のある人などだれもが自立した日常生活及び社会生活を営むことのできる社会の構築が急務の課題となっています。

平成12年に公共交通機関を利用した移動の円滑化を確保するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、「交通バリアフリー法」という）が施行されました。宇治市では、交通バリアフリー法に基づき計画的にバリアフリー化を進めるため、平成17年7月に「宇治市交通バリアフリー全体構想」（以下、「全体構想」という）を策定し、バリアフリー化に取り組みました。

このような中、交通バリアフリー法と建築物の円滑な利用を確保するための法律である「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年に施行。以下、「ハートビル法」という）を統合し、総合的なバリアフリー化を推進するための「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という）が平成18年12月に施行され、対象者や対象施設、対象地域、対象経路などが拡大されました。さらに、平成23年3月に国の基本方針が改められ、バリアフリー化に関する整備目標や目標年度が見直されました。



## 2. 全体構想改訂の背景と目的

宇治市の高齢化率★は平成26年4月1日現在、約25.0%と全国平均の約25.6%に比べると低いものの、4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えています。

また、障害者数は昭和55年度から平成25年度にかけて4倍以上に増加しており、宇治市の人口に占める割合は約5.6%となっています。

このため、高齢者や障害のある人、ベビーカーを利用する子育て世代の人など、だれもが住みよいまちにするためには、まず第一に多くの人が利用する駅やその周辺道路を一体的にバリアフリー化していくことが重要です。

一方、宇治市内には鉄道駅が14あり、全ての駅で1日当たりの駅利用者が3,000人を超えていました。これらのうち、円滑な移動経路が確保されていない駅が4駅(平成26年現在)あるなど、高齢者や障害のある人が電車を利用する上でバリア（障壁）が多く存在します。また、駅周辺道路においても安心して歩ける歩道の整備等まだ充分とは言えず、交通バリアフリーの推進は宇治市の大きな行政課題となっています。

しかしながら、非常に厳しい財政状況が続く今日においては、宇治市全体を同時にバリアフリー化していくことは極めて困難です。そこで、宇治市では、交通バリアフリー法に基づいてバリアフリー化を計画的に推進するために、平成17年に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し、当時の国的基本方針に基づき特定旅客施設★である12駅を対象に市内を7地区に分類して、全市的な観点からよりバリアフリー化の必要性が高く、基本構想を策定することについて関係機関と協議が整った地区を「重点整備地区」に位置付けました。その後、基本構想を策定した宇治駅周辺や大久保駅周辺では駅へのエレベーター設置や歩道の整備などバリアフリー化に関する整備が進められましたが、それ以外の地域では駅のバリアフリー化が進んでいないのが実情です。また、平成18年の法改正、平成23年の国が改めた基本方針といった新たな基準に基づいて、バリアフリー化を進めることも必要となりました。

このような背景から、さらにバリアフリー化を推進するために、全体構想を見直すこととなりました。

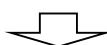
### 【交通バリアフリーの課題】

(1) 平成18年に法改正、平成23年に新たに国の基本方針が策定。

⇒現在の「宇治市交通バリアフリー全体構想」は平成17年に策定されており、バリアフリー新法や新たに策定された基本方針に基づく見直しが必要。

(2) 重点整備地区以外の地区では駅のバリアフリー化が進んでいないのが実情。

⇒バリアフリー化を推進する重要性や事業の進め方の方向性を地区ごとに検討し、事業を重点的かつ一体的に実施する必要性の高い地区では、重点整備地区として基本構想を策定するなど、駅や周辺のバリアフリー化を推進する必要がある。

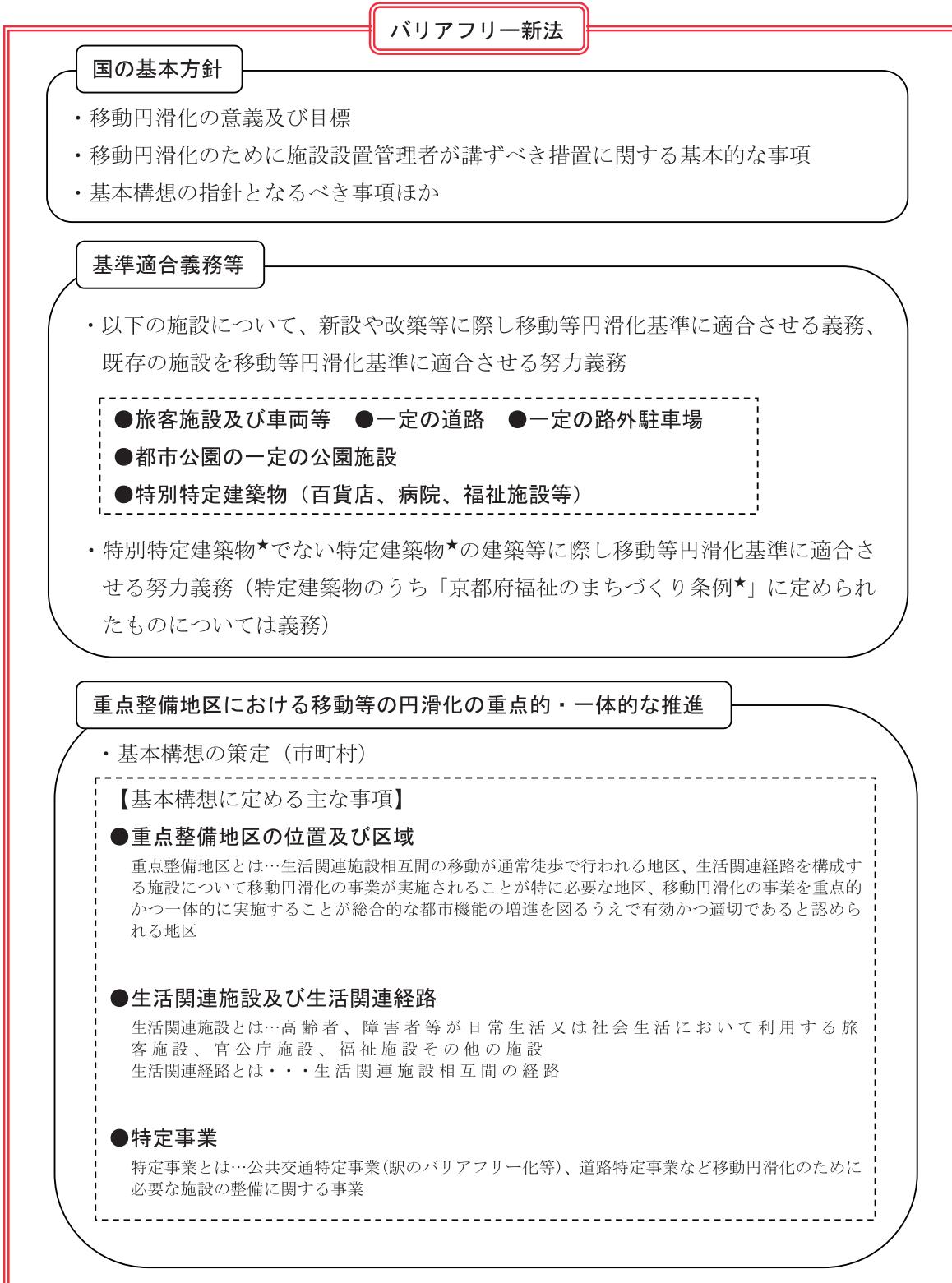


### 「宇治市交通バリアフリー全体構想」の見直しが必要

★・・・語句説明あり

### 3. バリアフリー新法の基本的な枠組み

バリアフリー新法は、高齢者や障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としており、次の通り「国的基本方針」、「基準適合義務等」、「重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進」についての規定等が定められています。



## 【基本構想の作成とそれに基づく事業の実施】

### ア 市町村による基本構想の策定

市町村は、主として既存バリア（障壁）の解消を図る目的で、関係者・関係機関と協議のうえ、「重点整備地区」について、移動円滑化のために実施すべき事業等を記載した「基本構想」を策定することができます。

従来、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場、信号機等の整備が複数の事業主体によって整合性が確保されないまま行われ、結果として、移動の円滑化に必要な連続性が確保されていないという問題が発生していました。この「基本構想」では、計画段階から各事業主体が参加し、一体的な整備を進める体制を「法律上の仕組み」として規定したものであり、効率的な整備を進める上で極めて大きな役割を果たします。

### イ 基本構想に基づく事業の実施

「基本構想」が作成された場合、公共交通事業者・道路管理者・公安委員会等の施設設置管理者は、「基本構想」に則して事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施するものとされています。

この規定は、各事業主体に対して基本構想に基づいて事業を実施する責務を法律に明記したものであり、実効性を担保する上で大きな意味を有します。

また、基本構想が策定された地区で交通事業者が旅客施設のバリアフリー化を実施する場合、国や自治体の補助を受けやすくなり、バリアフリー化を推進することができます。

## 4. 全体構想の位置付け

この「宇治市交通バリアフリー全体構想」は、今後宇治市がバリアフリー新法に基づいて「基本構想」を作成する際の指針となるほか、宇治市における交通バリアフリーの推進に関する基本的な方針を示すものです。

また、この全体構想はバリアフリー新法に基づく国の基本方針をはじめ「宇治市都市計画マスターplan★」や「宇治市障害者福祉基本計画★」などの上位・関連計画に則すると共に、これらの諸計画と連携しながら「宇治市第5次総合計画★」の目指す都市像にある「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の実現を目指すものです。

## 第2章 宇治市交通バリアフリーに関する基本理念・基本方針

### 1. 基本理念

宇治市においては、高齢者や障害のある人などをはじめ、すべての人が移動しやすいまちづくりを目指します。そのためには、受け皿である「まち」のバリアフリー化だけではなく、それを利用する人がバリアフリーについて理解し、お互いに支え合うことが必要です。

この全体構想では、宇治市のバリアフリー化を推進するため、旅客施設や周辺道路の整備だけでなく、高齢者や障害のある人などを理解し積極的に手助けできる「心のバリアフリー」などのソフト施策を推進することを目標とし、基本理念を「すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治」として掲げます。

すべての人が安心して出かけられる、

やさしさにあふれたまち・宇治

### 2. 基本方針

「すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治」を実現していくために、以下の3つの基本方針を定めます。

◎すべての人が安全に安心して移動できるまちづくりを推進します。

移動の際に制約を受けるのは高齢者や障害のある人だけではありません。妊娠婦、けが人、大きな荷物を抱えた人、小さな子どもなどあらゆる人が制約を受けることがあります。このため、宇治市においてはすべての人が安全に安心して移動できるまちづくりを進めていきます。

◎交通利便性の向上を図り、だれもが快適に過ごせるまちづくりを推進します。

市内のバリアフリー化を進めるにあたって、当面は重点整備地区における鉄道駅や周辺道路の整備を最優先すると共に、重点整備地区以外の地区についてもバリアフリー化を含めた交通利便性の向上につながる整備に努めます。市全体では幹線道路における歩道の整備や生活道路における歩行者優先の道づくりを推進し、歩行者や自転車利用者の安全性、快適性の向上を図ります。また、高齢者や身体に障害のある人などの自立した社会生活や社会参加を支援できるような交通手段やバス不便地域の解消など、公共交通の在り方について検討し、市民と協働して交通手段の確保に努めます。

◎やすらぎと思いやりにあふれた支え合いのまちづくりを推進します。

どんなに施設や設備の充実が図られたとしても、それを利用する人がルールやマナーを守らなければ、バリアフリーが実現されたとは言えません。

また、高齢者や障害のある人などに対するちょっとした気遣いや手助けによってバリア（障壁）が解消されることもあります。

このため、宇治市においてはルールやマナーの向上を図ると共に、市民一人ひとりが交通バリアフリーに対する理解を深め、高齢者や障害のある人などに対する無関心や誤解、偏見や差別などといった「心のバリア」を取り除くための取り組みを進めています。

### 3. 目標年度

「宇治市交通バリアフリー全体構想」の整備目標年度は、バリアフリー新法に基づく国 の基本方針に則して平成32年度とします。

しかしながら、地域の抱える課題は多様であり限られた期間でバリアフリー化に関する全ての課題を解決することは困難であることから、今後重点整備地区において策定される基本構想の整備目標年度は原則平成32年度とするものの、関係機関等との協議状況に応じて柔軟に対応するものとし、宇治市全体の交通バリアフリー化についてもその進捗に応じて柔軟に対処し、できることから事業を進めていくものとします。